

○国土交通省令第四十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項、第八十一条第一項（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第八十三条第二項、第百十一条、第百十七条の三第二項並びに第百十九条の二並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十六第四項の規定に基づき、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(健康証明書)

第五十五条 法第八十三条第一項の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。

一 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
二 業務歴の調査

三 自覚症状及び他覚所見の有無の検査

四 身長、体重及び腹囲の検査

五 BMI（次の算式により算出した値をいう。）の検査

$$BMI = \frac{\text{体重}(Kg)}{\text{身長}(m)^2}$$

六 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査

七 ABO式及びRh式の血液型検査

八 血色素量及び赤血球数の検査

九 血糖検査

十 血中脂質検査（低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）

十一 肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ（γ

改正前

(健康証明書)

第五十五条 法第八十三条の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。

一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

二 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査

三 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査

四 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前六月以内に船員労働安全衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査

五 検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿

六 年齢三十五年以上の船員にあつては、次に掲げる検査

イ 検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）

ロ 血糖検査

ハ 心電図検査

ニ 血中脂質検査（低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）

ホ 肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスア

―GTP)の検査)

十二 検便(虫卵及びヘモグロビンの有無の検査に限る。)及び検尿

十三 血圧の検査

十四 心電図検査

十五 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査(当該判定時前六月以内に船員労働安全

衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。)

及びかくたん検査

十六 肺活量の検査

十七 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

十八 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、次に掲げる検査

イ 腹部の画像検査

ロ 血液中の尿酸の量の検査

ハ B型肝炎に係る抗体検査

② 前項の検査のうち、身長検査(年齢二十年未満の者に係るものを除く。)、腹囲の検査、第五号の検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、第七号の検査、第八号から第十一号までの検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、検便(虫卵の有無の検査にあつては調理作業に従事する者に係るものを除き、ヘモグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、第十四号の検査(年齢三十五年以上の者に係るものを除く。)、かくたん検査及び第十八号の検査については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第十一号表(第七十七条の六の二、第七十七条の六の三関係)

一〇三十四 (略)

三十五 墜落制止用器具

ミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査)

② 前項の検査のうち、身長検査(年齢二十五年未満の者に係るものを除く。)、かくたん検査及び同項第五号の検便(調理作業に従事する者に係るものを除く。))については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第十一号表(第七十七条の六の二、第七十七条の六の三関係)

一〇三十四 (略)

三十五 安全ベルト

三十六～四十四 (略)


三十六～四十四 (略)

第十六号書式第十四表及び第十五表を次のように改める。

(十四)

健康証書 Medical Certificate		This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.	
既往歴 Medical history		喫煙の有無 Smoking	有 Yes 無 No
		身長 Height	cm
服薬状況 Medication status		体重 Weight	kg
		腹囲 Abdominal circumference	cm
		BMI	
		Body Mass Index	
業務歴 Work history			
自覚症状 Subjective symptoms		他覚所見 Objective Findings	
運動機能 Physical ability		色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)	
		(検査日 (有効期限))
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right	()	
	左 Left	()	
握力 Grip	両 Combined	()	
	右 Right	()	
	左 Left	()	
		血液型 Blood type	

(十五)

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 after meals 時間	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c			血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol	血圧 Blood pressure	心電図検査 Electrocardiogram exam.	血圧	/
	中性脂肪 Triglyceride			撮影年月日 Date of photographing	
	HDLコレステロール HDL cholesterol			フィルム番号 Film No.	
肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase	胸部 X線検査 Chest X-ray exam.			
	GPT Glutamic pyruvic transaminase				
	γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase				
	虫卵 Parasite egg				
検便 Stool exam.	ヘモグロビン Hemoglobin	かくだん検査 Sputum exam.	肺活量 Breathing capacity		
	蛋白 Albumin				
検尿 Urinalysis exam.	糖 Sugar	肺活量 Breathing capacity			CC

第十六号書式中第十七表を第十八表とし、第十六表を第十七表とし、第十五表の次に次の一表を加える。

(十六)

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.	尿酸値 Uric acid level		
	B型肝炎抗体検査 Hepatitis B antibody exam.		
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor			
備考 Remarks			
判定 Diagnosis		判定年月日 Date of diagnosis	
		有効期限 (1 year from diagnosis) Expiry date	
船員の署名 Signature of holder of this certificate			
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

第十六号書式記載心得中「第十四表及び第十五表」を「第十四表、第十五表及び第十六表」に、「第十六表（履歴関係）及び第十七表」を「第十七表（履歴関係）及び第十八表」に改め、同書式 How to enter Table 14 and Table 15 (Medical Certificate) の項中「Table 14 and Table 15」を「Table 14, Table 15 and Table 16」に改め、同書式 How to enter Table 16 (The particulars for certificate of competency etc.) and Table 17 (The particulars for certificate of competency etc.) and Table 18」を「table 16 and 17」を「table 17 and 18」に改める。

第二十号書式記載心得 6 ハ中「安全ベルト」を「墜落制止用器具」に改める。

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第二条 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(船内安全衛生委員会)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 船員法(昭和二十二年法律第百号。以下「法」という。)第八十条に規定する医師、法第八十二条の二第一項に規定する衛生管理者(以下「衛生管理者」という。)又は衛生担当者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(安全担当者の資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この号において「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書(次項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。)を受有しており、かつ、法、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船舶安全法(昭和八年法律第十一号)並びにこれらに基づく</p>	<p>(船内安全衛生委員会)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 船内安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 医師、衛生管理者又は衛生担当者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(安全担当者の資格)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この号において「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書(次項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。)を受有しており、かつ、船員法(昭和二十二年法律第百号。以下「法」という。)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船</p>

く命令についての講習の課程を修了した者であること。

3 (略)

(産業医の選任)

第十条の二 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第十条の八までにおいて同じ。）は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの（以下「船員の健康管理等」という。）を行わせるため、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第二項に規定する要件を備えた医師のうちから産業医を選任しなければならない。

一 施行規則第五十五条の規定による検査（以下第三十一条の二から第三十二条までにおいて「健康検査」という。）の結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

二 第三十二条の二第一項の規定による面接指導及び当該面接指導に準ずる措置の実施並びにこれらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

三 第三十二条の八第一項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに第三十二条の十二第一項の規定による面接指導の実施及びその結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、船員の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他船員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 船員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 前項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わな

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

3 (略)

(新設)

ければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 次に掲げる者以外の者のうちから選任すること。

イ 船舶所有者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 船舶所有者が個人である場合にあつては当該個人

ハ 船員を使用して船舶所有者が行う事業の実施を統括管理する者

3 船舶所有者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、第一号様式による報告書を、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

4 船舶所有者は、第二項の規定により産業医を選任することができないやむを得ない事由がある場合であつて、所轄地方運輸局長の許可を受けたときは、同項の規定によらないことができる。

5 船舶所有者は、産業医を選任したとき、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号。以下「船災防法」という。）第十一条第一項に規定する安全衛生委員会又は同法第十二条第一項に規定する団体安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に報告しなければならない。

（産業医の業務に関する事項の周知）

第十条の三 産業医を選任した船舶所有者は、次に掲げる事項を船員に周知させなければならない。

一 産業医の業務の具体的な内容

二 産業医に対する健康相談の申出の方法

三 産業医による船員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 常時船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること

（新設）

- 二 書面を船員に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、船内に船員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(産業医に対する情報の提供)

第十條の四 産業医を選任した船舶所有者は、産業医に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 第三十一條の五、第三十二條の五又は第三十二條の十五第一項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

- 二 第三十二條の二第一項第一号の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた船員の氏名及び当該船員に係る当該超えた時間に関する情報

- 三 前二号に掲げるもののほか、船員の業務に関する情報であつて産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

2 前項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる情報 第三十一條の四第一項、第三十二條の四又は第三十二條の十四の規定による医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

- 二 前項第二号に掲げる情報 第三十二條の二第二項の規定により同条第一項第一号の超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

- 三 前項第三号に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

(産業医に対する権限付与等)

(新設)

第十條の五 船舶所有者は、産業医に対し、船員の健康管理等をなし得る権限を与えなければならない。

(新設)

2 前項の権限には、次条第一項に規定する勧告及び第十條の七第一項の規定による勧告、指導又は助言のほか船員の健康管理に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。

一 船舶所有者又は船災防法第十條第一項に規定する総括安全衛生担当者(以下単に「総括安全衛生担当者」という。)若しくは船長に対して意見を述べること。

二 船員の健康管理等を実施するために必要な情報を船員から収集すること。

三 船員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、船員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

(産業医による勧告等)

第十條の六 産業医は、船員の健康を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、船員の健康管理等について必要な勧告を

することができ、この場合において、船舶所有者は、当該勧告を尊重しなければならない。

2 産業医は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、船舶所有者の意見を求めるものとする。

3 船舶所有者は、第一項の勧告を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を安全衛生委員会等に報告しなければならない。

一 当該勧告の内容

二 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

4 船舶所有者は、第一項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 当該勧告の内容

二 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

(新設)

5 船舶所有者は、産業医が第一項の規定による勧告をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十条の七 産業医は、前条第一項の規定による勧告のほか、船員の健康管理等について、総括安全衛生担当者若しくは船長に対して勧告し、又は安全担当者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者、衛生担当者若しくは法第六十七条の二第一項に規定する労務管理責任者その他船員の労務の管理を行う者のうち船舶所有者の行う船員の健康管理等に係る業務を管理する者に対して指導し、若しくは助言することができる。

2 船舶所有者は、産業医が前項の規定による勧告、指導又は助言をしたことを理由として産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしてはならない。

(産業医の巡視等)

第十条の八 船舶所有者は、産業医に対し、次の各号に掲げる方法により、当該各号に掲げる頻度で船内の作業環境及び衛生状態を把握させ、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる方法 少なくとも毎年一回

イ 産業医による船内の巡視

ロ イに準ずるものとして国土交通大臣が認める方法

二 船舶所有者による安全担当者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者又は衛生担当者が行った船内の巡視の結果の提供 少なくとも毎月一回

2 船舶所有者は、前項各号に掲げる方法により把握された船内の作業環境及び衛生状態に関する情報並びに同項の措置の内容について、船員に周知するものとする。

(新設)

(新設)

(第十条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務)

第十条の九 第十条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者は、次に掲げるいずれかの者に船員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

一 船員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師

二 船員の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師

2 第十条の三及び第十条の四の規定は、前項各号に規定する者に船員の健康管理等の全部又は一部を行わせる船舶所有者について準用する。この場合において、第十条の三第一項中「周知させなければ」とあるのは「周知させるよう努めなければ」と、第十条の四第一項中「提供しなければ」とあるのは「提供するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(船員からの健康相談への対応)

第十条の十 船舶所有者は、産業医又は前条第一項各号に規定する者による船員の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項各号に規定する者が船員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(安全衛生に関する教育及び訓練)

第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二 (略)

三 保護具、命綱、墜落制止用器具及び作業用救命衣の使用方法

四・五 (略)

2 (略)

(記録の作成及び備置き)

(新設)

第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一・二 (略)

三 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四・五 (略)

2 (略)

(記録の作成及び備置き)

第十三条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二 (略)

三 安全担当者、消火作業指揮者、法第八十二条に規定する医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項
四〇七 (略)

(規定の作成)

第十四条 船舶所有者は、所轄地方運輸局長が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

(船員の遵守事項)

第十六条 (略)

2 (略)

3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において墜落制止用器具又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用しなければならない。

(健康検査に係る書面等の提出等)

第三十一条の二 船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写し（以下この条から第三十一条の四までにおいて単に「書面等」という。）を提出させなければならない。

2 書面等の作成に要する費用は、船舶所有者の負担とする。

第十三条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写し（第一号に掲げる事項に係るものを除く。）を船内に、それぞれ三年間備え置かなければならない。

一・二 (略)

三 安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があつた事項
四〇七 (略)

(規定の作成)

第十四条 船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

(船員の遵守事項)

第十六条 (略)

2 (略)

3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

(新設)

(書面等の保存)

第三十一条の三 船舶所有者は、書面等を五年間保存しなければならない。

(新設)

(健康検査結果についての医師からの意見聴取)

第三十一条の四 船舶所有者は、健康検査の結果(当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。)に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該船員が書面等を船舶所有者に提出した日から三月以内に医師の意見を聴かなければならない。

(新設)

2 船舶所有者は、前項の規定により聴取した医師の意見について記録を作成し、書面等と併せて保存しなければならない。

3 船舶所有者は、医師から第一項の意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(健康検査実施後の措置)

第三十一条の五 船舶所有者は、前条第一項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の措置を講ずるほか、船内の作業環境測定の実施、設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(保健指導等)

第三十一条の六 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

(新設)

2 船員は、健康検査の結果及び前項の規定による保健指導を利用して

、その健康の保持に努めるものとする。

(特殊な作業に従事する船員に対する健康検査)

第三十二条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、健康検査の際及びその六月後に、法第八十三條の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一・二 (略)

三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第五十五條第一項第四号、第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認められたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第一号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であつて当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前六月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前六月以内に当該船員が健康検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 (略)

4 船舶所有者は、第六十四條の騒音の激しい作業を行う船員については、健康検査の際に、千ヘルツ及び四千ヘルツの音その他医師が適当と認める周波数の音に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その検査の結果を踏まえ、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

(特殊な作業に従事する船員に対する健康検査)

第三十二条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第五十五條の規定による検査の際及びその六月後に、法第八十三條の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一・二 (略)

三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第五十五條第一項第一号から第四号までに掲げる検査（指定医師が必要でないと認められたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第一号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であつて当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前六月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前六月以内に当該船員が施行規則第五十五條の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 (新設)

4 第一項及び第二項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

(長時間にわたる労働に関する面接指導の実施)

第三十二条の二 船舶所有者(常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第三十二条の六までにおいて同じ。)は

、次に掲げる要件のいずれにも該当する船員から第四項の申出があつたときは、遅滞なく、当該船員に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

一 一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超える者であること。

二 疲労の蓄積が認められる者であること。

三 次項の期日前一月以内に医師による面接指導を受けた船員その他これに類する船員であつて、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者でないこと。

2 前項第一号の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 船舶所有者は、第一項第一号の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同号の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた船員に対し、当該船員に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

4 第一項各号の要件に該当する船員は、第二項の期日後、遅滞なく、第一項の面接指導を受けることを申し出なければならない。ただし、船舶所有者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師による第一項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を船舶所有者に提出したときは、この限りでない。

5 前項ただし書の書面は、当該船員の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該船員の氏名

(新設)

- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 当該船員の疲労の蓄積の状況
- 五 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況
- 6 船舶所有者は、医師が、第四項の申出を行った船員に対して第一項の面接指導を行うに当たり、当該医師に次に掲げる事項の確認を行わせなければならない。
 - 一 当該船員の勤務の状況
 - 二 当該船員の疲労の蓄積の状況
 - 三 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況
- 7 産業医は、第一項の要件に該当する船員に対して、第四項の申出を行うよう勧奨することができる。

(長時間にわたる労働に関する面接指導結果の記録の作成等)

第三十二条の三 船舶所有者は、前条第一項の規定による面接指導(同条第四項ただし書の場合において当該船員が受けたものを含む。次項及び次条において単に「面接指導」という。)の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

- 2 前項の記録は、船員の受けた面接指導について、次に掲げる事項及び次条の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 当該船員の氏名
 - 三 面接指導を行った医師の氏名
 - 四 当該船員の疲労の蓄積の状況
 - 五 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況

(長時間にわたる労働に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取)

第三十二条の四 船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた

(新設)

(新設)

後（同条第四項ただし書の場合にあつては、当該船員が同項ただし書の書面を船舶所有者に提出した後）、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

（長時間にわたる労働に関する面接指導実施後の措置）

第三十二条の五 船舶所有者は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

（第三十二条の二第一項の規定により面接指導を行う船員以外の船員に対する面接指導等）

第三十二条の六 船舶所有者は、第三十二条の二第一項の規定により面接指導を行う船員以外の船員であつて健康への配慮が必要なものとして船舶所有者が定めた基準に該当するものについては、同項の面接指導の実施又は同項の面接指導に準ずる措置（以下「面接指導等」という。）を講ずるように努めなければならない。

（第三十二条の二第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務）

第三十二条の七 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者を除く。）は、第三十二条の二第一項の要件又は前条の基準に該当する船員について、面接指導等の措置を講ずるように努めなければならない。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）

第三十二条の八 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下この条から第三十二条の十五までにおいて同じ。）は、常時使用する船員に対し、一年に一回、次に掲げる事項について、労働安全衛生法第六十六条の十第一項に規定する医師等（次条から

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三十二条の十二までにおいて単に「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この条から第三十二条の十二まで及び第三十二条の十六において単に「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 船内における当該船員の心理的な負担の原因に関する項目
 - 二 当該船員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - 三 船内における他の船員による当該船員への支援に関する項目
- 2 検査を受ける船員について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

（検査結果の通知等）

第三十二条の九 船舶所有者は、前条第一項の規定により行う検査を受けた船員に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた船員の同意を得ないで、当該検査の結果を船舶所有者に提供してはならない。

2 前項の規定による船員の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

（検査結果の記録の作成等）

第三十二条の十 船舶所有者は、前条第一項の規定による船員の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該船員の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 船舶所有者は、前項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要

（新設）

（新設）

な措置を講じなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第三十二条の十一 船舶所有者は、第三十二条の八第一項の規定による

検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該検査を受けた船員が乗り組む船舶その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 船舶所有者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の船員の実情を考慮して、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(心理的な負担に関する面接指導の実施)

第三十二条の十二 船舶所有者は、第三十二条の九第一項の規定による

通知を受けた船員のうち、検査の結果、次に掲げる要件のいずれにも該当するものが面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした船員に対し、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。この場合において、船舶所有者は、船員が当該申出をしたことを理由として、当該船員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

一 心理的な負担の程度が高い者であること。

二 医師による面接指導を受けると当該検査を行った医師等が認めた者であること。

2 前項の規定による申出（次項及び第四項において「申出」という。

）は、前項の要件に該当する船員が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

3 検査を行った医師等は、第一項の要件に該当する船員に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

4 船舶所有者は、医師が、申出を行った船員に対し第一項の規定による面接指導を行うに当たり、当該医師に第三十二条の八第一項に掲げ

(新設)

(新設)

る事項及び次に掲げる事項の確認を行わせなければならない。

- 一 当該船員の勤務の状況
- 二 当該船員の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該船員の心身の状況

(心理的な負担に関する面接指導結果の記録の作成等)

第三十二条の十三 船舶所有者は、前条第一項の規定による面接指導の結果に基づき、前条第四項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しておかなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該船員の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 次条の規定による医師の意見

(心理的な負担に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取)

第三十二条の十四 船舶所有者は、第三十二条の十二第一項の規定による面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

(心理的な負担に関する面接指導実施後の措置)

第三十二条の十五 船舶所有者は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業の場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

(第三十二条の八第一項の船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十二条の十六 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者を除く。）は、常時使用する船員について、検査及び医師による面接指導を行うように努めなければならない。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第三十二条の十七 船舶所有者は、この省令の規定による措置の実施に
関し、船員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、船員の健康の確保に必要な範囲内で船員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合
その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 船舶所有者は、船員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（高所作業）

第五十一条 船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽及び墜落制止用器具を使用させること。

二 五 (略)

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行わせてはならない。

（舷外作業）

第五十二条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等舷外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。

（新設）

（新設）

（高所作業）

第五十一条 船舶所有者は、床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。

二 五 (略)

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。

（げん外作業）

第五十二条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

二・三 (略)

四 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出及び投棄を禁止すること。

五・六 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

(漁ろう作業)

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。

三〇八

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣の裾等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

十・十一 (略)

2 (略)

(船倉内作業)

第六十六条 船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 (略)

三 床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させる場合は、この限りでない。

四 (略)

二・三 (略)

四 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出及び投棄を禁止すること。

五・六 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(漁ろう作業)

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

三〇八

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

十・十一 (略)

2 (略)

(船倉内作業)

第六十六条 船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 (略)

三 床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。

四 (略)

2 第五十一条の規定は、前項の作業を行わせる場合には、適用しない。

(着氷除去作業)

第六十八条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させること。

三 (略)

2 第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

2 第五十一条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

(着氷除去作業)

第六十八条 船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽、すべり止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。

三 (略)

2 第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができず、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

産業医選任報告書

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

年 月 日

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地	常時使用する 船員の数	人		
	産 氏（フリガナ）	生 年 月 日	新任又は交代 の 別	新任・交代
業 選任年月日	産業医の医 籍番号等	種 別	—	医 籍 番 号
参 考 事 項				

- 備考
- 1 「新任又は交代の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 交代の場合には、「参考事項」の欄に前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を記入すること。
 - 3 「産業医の医籍番号」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当番号を記入すること。

別表

種 別	種 別	種 別	種 別
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置していつる産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修した者	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
		上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第三条 船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第八十九条に関する事項) 第四十二条 (略)</p> <p>2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第十条の二第一項第一号から第三号まで、第七号及び第八号(同令第十条第一項第一号に係るものに限る。)、第十条の四第一項第一号及び第二号、第十一条第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一号に係るものに限る。)、並びに第三十一条の二から第三十二条の十六までの事項</p> <p>二 (略)</p> <p>3 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、船員労働安全衛生規則第十条の二から第十条の七まで(同令第十条の二第一項第四号、第五号、第八号(同令第十一条第一項第一号に係るものを除く。)、及び第九号を除く。)、第十条の九、第十条の十、第十一条第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。)、及び第三十一条の二から第三十二条の十七までの事項並びに前項第二号に掲げる事項とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(法第八十九条に関する事項) 第四十二条 (略)</p> <p>2 法第八十九条第三項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第十条第一項第一号、第十三条第一号(同令第十一条第一項第一号に係るものに限る。)、及び第三十二条の事項</p> <p>二 (略)</p> <p>3 法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十一条第一項の乗組み派遣船員に関して国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第四条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(船外への転落に備えた措置) 第三百三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に依じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。</p> <p>一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合</p> <p>イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上の柵欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 適切な墜落制止用器具を装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者</p> <p>五 七 (略)</p>	<p>(船外への転落に備えた措置) 第三百三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に依じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。</p> <p>一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合</p> <p>イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 適切な命綱又は安全ベルトを装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者</p> <p>五 七 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、この省令の施行後も、なおその効力を有するものとする。

第三条 令和五年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第十四表から第十六表までに記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表及び第十五表を適宜補正してこれに記載するものとする。

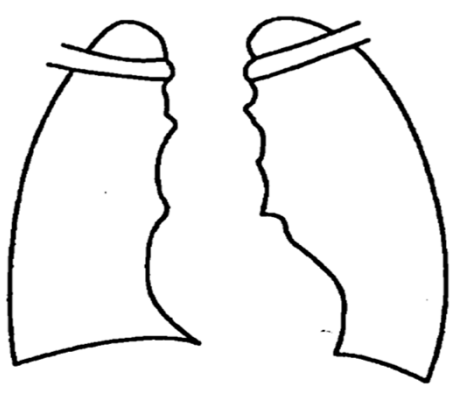
(十四)

健康証明書 Medical Certificate

This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.

既往歴 Medical history		喫煙の有無 Smoking	有 Yes 無 No
服薬状況 Medication status		身長 Height	cm
		体重 Weight	kg
		腹囲 Abdominal circumference	cm
業務歴 Work history		BMI Body Mass Index	
自覚症状 Subjective symptoms		他覚所見 Objective Findings	
運動機能 Physical ability		色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)	(検査日) (有効期限)
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right () 左 Left () 両 Combined ()	聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右 Right () 左 Left ()
握力 Grip	右 Right 左 Left	血液型 Blood type	

(十五)

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 時間 after meals hour	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c			血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol		胸部 X線検査 Chest X-ray exam.	血圧 Blood pressure	/
	中性脂肪 Triglyceride			心電図検査 Electrocardiogram exam.	
	HDLコレステロール HDL cholesterol			撮影年月日 Date of photographing	
肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase		フィルム番号 Film No.		
	GPT Glutamic pyruvic transaminase				
	γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase				
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg				
	ヘモグロビン Hemoglobin				
検尿 Urinalysis exam.	たん 蛋白 Albumin		かくたん検査 Sputum exam.		
	糖 Sugar		肺活量 Breathing capacity	cc	

(十六)

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.		尿酸値 Uric acid level	
		B型肝炎抗体検査 Hepatitis B antibody exam.	
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction(Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor			
備考 Remarks			
判定 Diagnosis		判定年月日 Date of diagnosis	
		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate			
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

第一号様式（第十条の二関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

産業医選任報告書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

主たる船員の労務 管理の事務を行う 事務所の所在地			常時使用する 船 員 の 数	人
産 業 医	(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日	
	選任年月日		新任又は交代 の 別	新任・交代
	産業医の医 籍 番 号 等	種 別	—	医 籍 番 号
参 考 事 項				

備考

- 1 「新任又は交代の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 交代の場合には、「参考事項」の欄に前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を記入すること。
- 3 「産業医の医籍番号」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当番号を記入すること。

別表

種 別	番号	種 別	番号
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
		平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7